

法定講習

道路交通法第108条の2の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者の法定講習を次のとおり実施する。(※以下の会場は、幸田町民会館さくらホールです。)

1 安全運転管理者講習 3回(内未受講1回)

受講案内は、愛知県安全運転管理協議会から一括発送します。

※オンライン講習を実施します。受講通知書が届きましたら、事業所を管轄する警察署(岡崎署)交通課総務係で受付します。

なお、愛知県証紙の販売は、岡崎幸田交通安全協会(免許窓口)で取扱います。

- ※ 受講日
- ・ 第1回 令和8年 7月 7日(火)
 - ・ 第2回 令和8年 7月29日(水)
(蒲郡署管内事業所合同)
 - ・ 未受講 令和8年11月29日(金)

2 副安全運転管理者講習・ 1回 令和9年 2月 2日(火)

3 講習受講率の向上 未受講者に対する再通知を徹底するなど、警察署交通課との連携により講習受講率を向上させ、交通安全教育基盤の充実を図る。

4 講習時間割

(1) 安全運転管理者

時間	内容
9:15~9:45	受付
9:45~9:55	受講案内等
9:55~12:00	講習
12:00~12:40	休憩
12:40~16:30	講習

(2) 副安全運転管理者

時間	内容
12:00~12:30	受付
12:30~12:40	受講案内等
12:40~16:30	講習